

令和7年度 元離宮二条城来城者調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、委託業務名「令和7年度 元離宮二条城来城者調査業務」に関し、プロポーザル方式により総合的に評価し、実施事業者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務内容

仕様書のとおり

3 委託金額の上限

3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）、類似業務実績一覧（様式2）

イ 企画提案書

別紙「令和7年度 元離宮二条城来城者調査業務委託に関する受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成し、紙文書で5部提出すること。
なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

ウ 見積書（消費税は内税で記載）

委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠が分かるように記載したもの）を1部提出すること。

(2) 受付期間等

ア 受付期間は、令和7年7月28日（月）から令和7年8月22日（金）までの

平日午前9時から午後5時までとする（郵送の場合、当該受付期間内必着）。

イ 受付期間の終了後は、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

後述10の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) 留意事項

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 提出された全ての書類等は返却できない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

キ 提出後に参加資格がないことが判明した場合は、審査を行わない。

6 受託候補者の選定方法

(1) 審査

参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

元離宮二条城事務所において、提出書類により、応募資格の有無を確認する。その後、別紙「令和7年度 元離宮二条城来城者調査業務委託に関する受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に定める評価基準に基づき、書類審査を行い、第1候補者及び次点者を決定する。

（書類審査及び選定結果通知時期）

書類審査：8月下旬～9月初め（予定）

結果通知：9月中旬（予定）

（審査員）

- ・ 元離宮二条城事務所 所長
- ・ 文化芸術都市推進室 文化財担当部長
- ・ 元離宮二条城事務所 総務課長

(2) その他留意事項

ア 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

イ 企画提案書に「令和7年度 元離宮二条城来城者調査業務委託に関する受託候補者選定審査基準」の提案評価項目表で示す事項が記載されていない場合又は提案内容が仕様書に定める事項を満たしていない場合は、失格とする。

ウ 応募者から提出された企画提案書、類似業務実績一覧及び見積書について、「令和7年度 元離宮二条城来城者調査業務委託に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、各委員の評価点の合計の平均（以下、「点数」という）

が60点以上のもののうち、最も高い点数を得た者を受託候補者として選定する。
なお、応募者が1者の場合についても同様とする。

エ 選定結果については、郵送で通知するとともに、二条城ホームページ上にて、
受託候補事業者の商号又は名称及び合計の平均点を公表する。審査結果について
の異議申立ては受け付けない。

オ 受託候補者の選定後の交渉にあたっては、企画提案書の独自提案が採用された
場合、仕様書の一部を変更する場合がある。ただし、提出された見積金額の増
額は行わない。

7 委託契約の締結

(1) 契約期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(2) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、委託見積額の範囲内で
契約を締結する。

イ 受託候補者となった者は、速やかに京都市が指定する契約書に記名捺印し、京
都市へ提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者がイの手続きを行わないとき、又は前述4を満たしてい
ないことが判明した場合は、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものと
みなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

エ 受託候補者として選定された後に企画内容に重大な変更が発生するなど、受託
者として不適当と本市が判断した場合は、書類審査時にあつては失格、契約締結
後にあつてはその契約を解除することがあり、その際は次点者と契約することと
する。

8 質疑

(1) 質疑の受付

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、後述10の担当ま
で、質疑書（任意様式）を持参若しくは郵送又は電子メールにより提出すること。
口頭による質疑は受け付けない。

なお、電子メールの場合は必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

受付期間は、令和7年7月28日（月）から令和7年8月4日（月）までの平日
午前9時から午後5時までとする（郵送の場合、当該受付期間内必着）。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和7年8月6日（水）を目途に二条城ホームページに公
開することによって行う。

9 現地視察

(1) 日時

日時及び開始時間は、本市が参加者と相談して決定し、時間は60分以内とする。

(2) 集合場所

元離宮二条城事務所（京都市中京区二条通堀川西入二条城町541）

(3) 注意事項

ア 本プロポーザル受付期間中に現地視察を希望する参加者は会社名称、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、担当者名、視察者の人数を明記のうえ（様式自由）、後述10の担当者までメールで申し込むこと。

イ 現地視察の参加人数は、1社につき5名以内とする。

ウ 本プロポーザル参加に当たり、現地視察は必須ではない。

10 担当

〒604-8301

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541

京都市文化市民局 元離宮二条城事務所（担当：玉川、中村）

TEL 075-841-0096

E-mail niyajo@city.kyoto.lg.jp